

岡地株式会社

平成24年3月期

〔平成23年4月 1日から
平成24年3月31日まで〕

1. 会社の概況

① 商号、許可年月日等

商号又は名称	岡地株式会社
代表者名	代表取締役社長 岡地和道
所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号
電話番号	052-261-3311 (代)
許可年月日	平成22年12月13日
加入協会名	日本商品先物取引協会 日本商品委託者保護基金

会社の沿革

年月	概要
昭和26年 2月	愛知県名古屋市中区下園町(現：中区錦)に岡地貞一商店を設立し、名古屋繊維取引所商品仲買人(現：商品先物取引業者)として事業を開始
昭和27年 5月	岡地貞一商店を岡地株式会社に改組、資本金6百万円
昭和28年 4月	本店を愛知県名古屋市中区南伊勢町(現：中区栄)に移転
昭和31年 5月	資本金を1千万円に増資
昭和34年 4月	東京営業所(現：東京支店)設置
5月	東京繊維商品(現：東京工業品)取引所加入
昭和35年 2月	大阪営業所(現：大阪支店)設置
12月	神戸生糸(現：関西商品)取引所加入
昭和36年 2月	本社旧社屋落成。 横浜生糸(現：東京穀物商品)取引所に加入
昭和37年 8月	資本金を5千万円に増資
昭和38年10月	東京穀物商品取引所加入
昭和42年 9月	資本金を1億円に増資
昭和44年 6月	シドニー脂付羊毛先物取引所加入
昭和46年 1月	昭和42年の法改正による登録制から許可制への移行に伴い、農林大臣(現：農林水産大臣)及び通商産業大臣(現：経済産業大臣)から商品取引員(現：商品先物取引業者)の許可を取得
6月	東京ゴム(現：東京工業品)取引所に加入
昭和48年 4月	本社新社屋落成(現：本社ビル)
昭和51年 2月	資本金を5億円に増資
昭和54年 8月	昭和50年の法改正による商品取引員の許可更新制度の導入に伴い、商品取引員の許可を更新(以後4年毎に更新)
昭和55年 8月	100%子会社OKACHI (HONG KONG) CO., LTD. を設立し、香港商品取引所会員を取得。現地金融先物取引への顧客の開拓を開始
昭和56年 5月	資本金を8億円に増資
昭和56年 7月	100%子会社OKACHI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア) を設立し、Kuala Lumpur Commodity Exchange会員を取得。現地商品取引への顧客の開拓を開始

年 月	概 要
昭和57年 3月	東京金(現：東京工業品)取引所に加入
昭和58年 3月	東京支店新社屋落成
昭和59年 5月	資本金を8億8千万円に増資
昭和62年 3月	大阪支店新社屋落成
4月	100%海外子会社OKACHI INVESTMENT (HONG KONG) CO., LTD. (香港)を設立し、香港証券取引所会員を取得。現地証券取引への顧客の開拓を開始
平成 3年 8月	平成2年の法改正による第一種・第二種の区分許可制の導入に伴い、第一種商品取引受託業者として許可を更新(以後6年毎に更新)
平成 4年 7月	資本金を10億円に増資
平成 9年11月	100%子会社OKACHI (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)の資本金をM\$285万に増資
平成10年 5月	海外先物取引取次ぎ業務を開始
平成16年10月	インターネット商品先物取引開始
平成20年 4月	100%子会社岡地集团有限公司(香港)が上海事務所を開設
平成22年12月	平成23年1月の法改正に伴い、商品先物取引業者として許可を取得
平成23年 7月	中国(上海)にOKACHI (SHANGHAI) CO., LTD. を設立

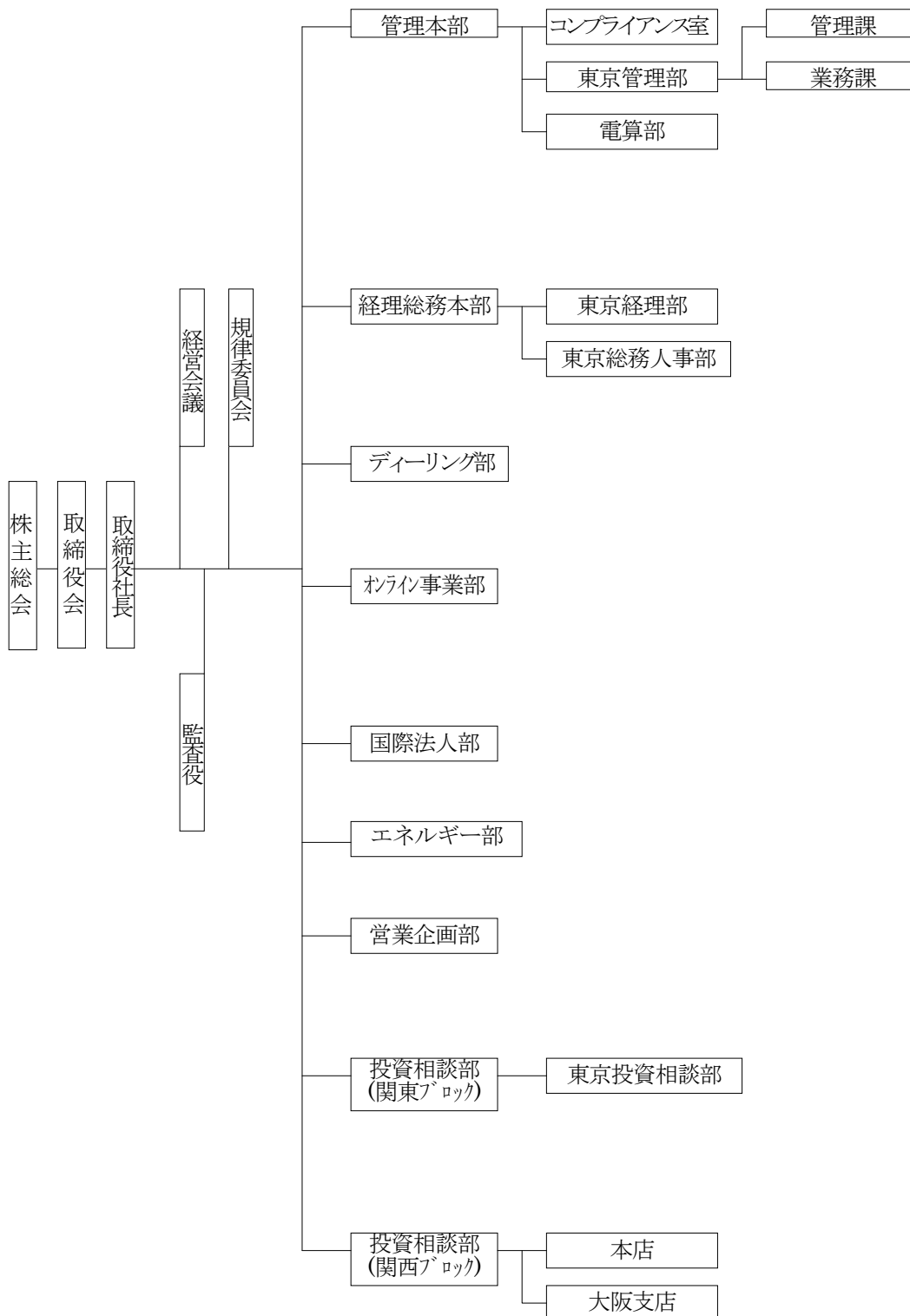
(注) 昭和59年以前の増資に関しては一部省略して標記しております。

② 事業の内容

国内商品市場における取引の受託
 外国商品市場取引の取次ぎ
 店頭商品デリバティブ取引

(1) 経営組織

当社の経営組織の概要は、次のとおりです。（平成24年3月31日現在）



(2) 業務の内容

(a) 商品先物取引業

イ. 国内商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、国内商品市場における取引の受託業務を行っております。なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
㈱東京工業品取引所	金、金ミニ、銀、白金、白金ミニ、パラジウム、ガソリン、灯油、軽油、原油、中京石油ガソリン、中京石油灯油、ゴム、日経・東工取商品指数、金オプション
㈱東京穀物商品取引所	とうもろこし、一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、アラビカコーヒー、ロブスターコーヒー、粗糖
関西商品取引所	とうもろこし、米国産大豆、小豆、コーン75指数、冷凍えび、粗糖

ロ. 外国商品市場取引に係る業務

当社は商品先物取引法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、外国商品市場における取引の取次業務を行っております。なお、当社で取引できる商品は以下のとおりです。

取引所名	当社における取扱商品
シゴボートオプトレド	大豆、とうもろこし
NYMEX	金、銀、石油、砂糖、コーヒー、金オプション、銀オプション、石油オプション、砂糖オプション

ハ. 店頭商品デリバティブ取引に係る業務

当社は商品先物取引法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品先物取引業の許可を得た商品先物取引業者であり、店頭商品デリバティブ取引の受託業務を行っております。なお、当社で取引できる商品はイに挙げた商品です。

ただし、店頭商品デリバティブ取引の受託の実績はありません。

ニ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イ及びロに掲げた商品において行っております。

(b) 兼業業務

該当事項はありません。

③ 営業所、事務所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	愛知県名古屋市中区栄三丁目7番29号	052-261-3311
東京支店	東京都中央区日本橋小網町12番5号	03-3667-7511
大阪支店	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目2番15号	06-6282-3911

④ 財務の概要（決算年月：平成24年3月期）

(a) 資本金	1,000,000千円
(b) 営業収益	2,599,601千円
(c) 受取手数料	1,674,341千円
(d) トレーディング損益	925,259千円
(e) 経常利益	475,803千円
(f) 当期純利益	236,844千円
(g) 純資産額規制比率	316.9%

(注) トレーディング損益には、国内商品市場取引、外国商品市場取引、現物取引等の損益の合計を記載しております。

⑤ 発行済株式総数

発行済株式総数 1,801,400株（平成24年3月31日現在）

(注) 当社の株式は、非上場であります。

⑥ 上位10位までの株主の氏名等

氏名又は名称	保有株式数	割合
岡地ホールディングス株式会社	1,061,447株	58.9%
カネサン株式会社	187,951株	10.4%
岡地証券株式会社	88,000株	4.9%
有限会社東洋興産	38,800株	2.2%
岡地順二郎	38,000株	2.1%
岡地喜三郎	38,000株	2.1%
岡地将希	36,000株	2.0%
岡地修一	28,374株	1.6%
岡地持株会	22,871株	1.3%
岡地敏則	19,506株	1.1%
合計 10名	1,558,949株	86.6%

⑦ 役員の状況

役職名	氏名	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役社長	岡 地 和 道	有	常勤
常務取締役 (大阪支店長兼投資相談部関 西ブロック担当)	岡 地 修 一	無	常勤
常務取締役 (東京支店長兼国際法人部・テ ィーリング部・オンライン事業部担当)	井 上 成 也	無	常勤
取締役 (投資相談部関東ブロック担当)	横 関 勉	無	常勤
取締役 (経理本部長)	松 尾 八 潮	無	常勤
取締役 (管理本部長)	近 藤 益 生	無	常勤
取締役 (エネルギー部長)	橋 本 和 典	無	常勤
取締役	岡 地 晃 嗣	無	非常勤
監査役	宇 佐 美 敏 雄	無	常勤
監査役	山 内 廣 司	無	非常勤
監査役	岡 地 典 子	無	非常勤
計	11名		

⑧ 役員及び使用人の数

	役員		使用人	合計
		うち非常勤		
総 数	11名	3名	144名	155名
(うち外務員数)	(5名)	(0名)	(118名)	(123名)

(注) 使用人等は就業人員数により記載しております。

2. 営業の状況

① 営業の経過及び成果

当期における当社の受取手数料及びトレーディング損益並びに売買高の内訳は下記のとおりです。

(1) 受取手数料部門

国内市場全体の総売買高が前年比3.5%増と8年ぶりに前年を上回った状況ではありましたが、当社では、国内商品市場取引での、受取手数料は1,674,341千円と前年比23.1%減となりました。尚、外国商品市場取引及び店頭デリバティブ取引については、実績はありませんでした。

(a) 国内商品市場取引	1,674,341千円
(b) 外国商品市場取引	0千円
(c) 店頭デリバティブ取引	0千円

(2) トレーディング部門

トレーディング部門につきましては、国内商品市場では942,341千円、外国商品市場では△54,152千円、外国為替取引では37,070千円となりました。尚、店頭デリバティブ取引の実績はありませんでした。

(a) 国内商品市場取引	1,067,948千円
(b) 外国商品市場取引	△54,152千円
(c) 店頭デリバティブ取引	0千円
(d) 外国為替取引	37,070千円
(e) 現物取引	△125,606千円

(3) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	第62期		
	自平成23年4月1日 至平成24年3月31日		
期別	委託	自己	合計
農産物市場	123,761	208,310	332,071
砂糖市場	10,831	1,079	11,910
貴金属市場	353,421	21,824	375,245
ゴム市場	552,975	165,212	718,187
石油市場	549,088	617,879	1,166,967
中京石油市場	66,348	49,853	116,201
日経・東工取商品指数市場	409	30	439
合計	1,656,833	1,064,187	2,721,020

(注) 受渡しによる決済数量は含まれておりません。

(4) 兼業業務部門

該当事項はありません。

②取引開始基準

商品デリバティブ取引開始基準

岡 地 株 式 会 社

当社は、次の各号に掲げる者に対する勧誘を適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘と規定し、これらの者に対しては、商品デリバティブ取引の勧誘および受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者および認知障害の認められる者。
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者。
- (3) 破産者で復権を得ない者。
- (4) 商品デリバティブ取引をするために借入れをしている者。
- (5) 損失又は委託者証拠金の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者。
- (6) その他商品デリバティブ取引を行う適格性に欠けると認められる者。

- 2 当社は、次の各号に掲げる者に対する勧誘を適合性の原則に照らして不相当と認められるおそれのある勧誘と規定し、これらの者に対しては、商品デリバティブ取引の勧誘および受託は行わないこととする。

ただし、次項による場合は、その限りではない。

- (1) 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）の収入が収入全体の過半を占めている者。
- (2) 一定（年間500万円）以上の収入を有しない者。
- (3) 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引を行おうとする者。
- (4) 年齢75歳以上の高齢者。
- (5) 直近5年以内のデリバティブ取引の経験が3ヶ月に満たない者。ただし、商品取引所の受託契約準則に定める損失限定取引の勧誘及び受託は除く。

- 3 前項の不相当と認められるおそれのある勧誘及び受託の対象者について、第1号の例外の要件を満たしていること及び当該顧客情報を適切に審査した上で、第2号、第3号及び第4号の手続きを経たときは当該者への勧誘及び受託ができるものとする

- (1) 次の事項を満たしていると認められる具体的な申告があること。

- ①前項第1号及び第2号については、年金等による収入の他、損失を被っても生活に支障のない程度の資産を有していること。
- ②前項第3号については、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失を被っても生活に支障のない範囲で設定されており、新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること及びそれ以前の取引で生じた損失の状況、取引経験や理解度等を勘案して、厳格な審査を行うこと。
- ③前項第4号については、年金等の収入の他、定期的な収入の有無、及び顧客が申告した投資可能資金額が損失を被っても老後の生活には支障のない範囲で設定されていること。また、直近の5年以内にデリバティブ取引等商品デリバティブ取引を行うのにふさわしい十分な投資経験を有すると認められること、及び商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること、並びにこれらを証明するものがあること。

- ④前項5号については、他の不適格要件に該当しないこと。また一般社会通念上高い適格性を有していると判断されるとともに、商品デリバティブ取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解していること、並びにこれらを証明するものがあることを確認したうえで、勧誘および受託ができるものとし、取引に当たっては未経験委託者等に係る管理措置を講ずるものとする。
- (2) 顧客本人より、1号の①、②、③にかかる資産、収入の状況について自書による書面の申告があること。
- (3) 1号の④については、管理担当者又は管理担当者が外務員と同行しての面談又は管理担当者が架電により、理解状況等を確認するものとする。
- (4) 第1号、第2号及び第3号により審査し、総括管理責任者を最終審査者として勧誘及び受託の適否を判断する。
- 4 前項各号に該当しない者であっても、管理担当班の責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品デリバティブ取引を行なう適格性に欠けると認められる者に対しては取引の勧誘を行わないこととする。また75歳未満の者であっても、商品デリバティブ取引の仕組み、リスク等を十分理解していること、投資可能資金額が損失を被っても生活に支障がない範囲で設定されているか等を含めて、厳格に審査するものとする。
- 5 取引期間中に新たに適合性の原則に照らして、不相当と認められる者、又は不相当と認められるおそれのある者（これと同等の取扱いを要する者を含む。）に該当することが判明した場合は、速やかに委託者にその旨を通知し、新たな建玉を受託しないものとする。但し、同条第3項第2号、第3号、及び第4号の手続を経た場合は、その限りではない。

以 上

③顧客数

顧客数 2,052名 (平成24年3月31日現在)

3. 経理の状況

① 貸借対照表

貸借対照表
(平成24年3月31日現在) (単位：千円)

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
【流動資産】	20,579,249	【流動負債】	18,002,790
現金及び預金	3,118,945	短期借入金	2,200,000
預託金	650,000	未払金	445,783
委託者未収金	687,938	未払費用	202,819
有価証券	2,810,780	未払法人税等	246,030
保管有価証券	3,832,885	受渡に係る預り金	1,008,642
委託者先物取引差金	431,064	預り金	82,434
商品	660,414	賞与引当金	2,000
未収入金	2,320,887	預り委託証拠金	13,780,078
短期差入保証金	5,243,260	その他流動負債	35,000
短期貸付金	510,000		
その他の流動資産	371,422		
貸倒引当金	△ 58,348		
【固定資産】	11,725,165	【固定負債】	1,006,782
(有形固定資産)	358,132	長期預り保証金	146,643
建物	125,008	退職給付引当金	263,937
車両運搬具	11,769	役員退職引当金	335,516
器具備品	161,713	繰延税金負債	255,250
土地	59,641	資産除去債務	5,433
(無形固定資産)	221,853	【特別法上の準備金】	337,536
ソフトウェア	173,627	商品取引責任準備金	337,536
電話加入権	48,226		
		負債合計	19,347,109
		(純資産の部)	
(投資その他の資産)	11,145,178	【株主資本】	12,490,080
投資有価証券	6,225,915	資本金	1,000,000
関係会社株式	1,367,934		
出資金	7,500	資本剰余金	60
長期貸付金	2,375,766	資本準備金	60
長期預け金	139,065		
破産更生債権等	590,928	利益剰余金	11,754,875
長期前払費用	575	利益準備金	250,000
長期差入保証金	1,126,560	その他利益剰余金	11,504,875
その他の投資	241,768	別途積立金	10,000,000
貸倒引当金	△ 930,836	繰越利益剰余金	1,504,875
		自己株式	△ 264,855
		【評価・換算差額等】	467,225
		その他有価証券評価差額金	467,225
		純資産合計	12,957,305
資産合計	32,304,415	負債・純資産合計	32,304,415

② 損益計算書

損益計算書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取委託手数料	1,674,341	
売買損益	925,259	2,599,601
営業費用		
販売費及び一般管理費		2,396,562
営業利益		203,038
営業外収益		
受取利息及び配当金	213,447	
金融収益等	252,763	466,211
営業外費用		
支払利息	11,156	
貸倒引当金繰入等	119,400	
その他	62,889	193,446
経常利益		475,803
特別利益		
商品取引責任準備金戻入	38,927	
その他	6,253	45,180
特別損失		
固定資産除売却損	13,596	13,596
税引前当期純利益		507,387
法人税、住民税及び事業税	270,543	270,543
当期純利益		236,844

③ 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

(単位:千円)

	株 主 資 本								評価・換 算 差額 等	純 資 産 合 計
	資 本 金	資本 剰余金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		資本 準備 金	利益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金					
前期末残高	1,000,000	60	250,000	10,000,000	1,294,349	11,544,349	△ 236,836	12,307,572	442,451	12,750,024
当期変動額										
余剰金の配当					△ 26,317	△ 26,317		△ 26,317		△ 26,317
当期純利益					236,844	236,844		236,844		236,844
自己株式の取得							△ 28,018	△ 28,018		△ 28,018
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									24,773	24,773
当期変動額合計	-	-	-	-	210,526	210,526	△28,018	182,508	24,773	207,281
当期末残高	1,000,000	60	250,000	10,000,000	1,504,875	11,754,875	△264,855	12,490,080	467,225	12,957,305

④ 個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による 簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 10年～50年

器具備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から中小企業退職金共済制度により支給される金額の見込額を控除した額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を、発生事業年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

（追加情報）

平成24年1月に適格退職年金制度から中小企業退職金共済制度に移行しております。これに伴い、従来の適格退職年金制度に基づく年金資産は、中小企業退職金共済制度に引渡しております。

- (5) 役員退職引当金
役員退職給与の支給に備えるため、役員退職金に関する支給内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (6) 商品取引責任準備金
商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

5. その他
消費税の会計処理方法
税抜方式によっております。

【追加情報】

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【貸借対照表等に関する注記】

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産		担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	種 類	期末残高
定期預金 (注1)	2,545,879	短期借入金	500,000
有価証券 (注2)	1,705,680		
投資有価証券 (注2)	103,448		
関係会社株式 (注1)	208,288		
計	4,563,296	計	500,000

(注1) 銀行取引について担保提供をしております。

(注2) 自己取引証拠金として(株)日本商品清算機構に差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 578,188千円

3. 保証債務 子会社の銀行借入金に対する保証

Okachi (Hong Kong) Co., Ltd	253,750千円
Okachi (Malaysia) Sdn. Bhd	162,374千円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	290,448千円
長期金銭債権	2,753,246千円
短期金銭債務	683,028千円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

支払家賃	60,912 千円
派遣料及び出向者給与	544,416 千円

営業取引以外の取引による取引高

資金の貸付	410,000 千円
受取利息	16,709 千円
その他	3,154 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,801,400 株

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式	46,897 株	5,648 株	—	52,545 株

(注) 増加は主に従業員持株会からの買取によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 6月28日 定時株主総会	普通株式	26,317	15	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議(予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 6月26日 定時株主総会	普通株式	34,977	利益剰余金	20	平成24年 3月31日	平成24年 6月27日

⑤ 監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び、その注記事項については、会社法に基づき会計監査人の監査を受けております。